

作業停止計画調整マニュアル(案)に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

項番	ページ 章番号	ご意見・質問等	本機関回答
1	P7 2. (6)ア	当該章 (イ)発電制約対象外設備 の記載によれば、長期固定電源についてのみ出力抑制対象外の設備として明記されている。 貴機関ルールにある下げ調整力不足の場合の優先給電ルールに準じた出力抑制対象電源の選定を行うべきと考える。	暫定運用における作業停止時の発電制約量につきましては、運用と費用負担を完全に分離できていないことから、発電抑制の優先付けを行わず、当該作業系統内における定格容量比率按分を基本としております。 ただし、長期固定電源については、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等がある特徴を有しており、「確実に発電し続けることを担保することが必要」と整理されていることから、出力制御に制約がある長期固定電源を抑制せざるを得なくなる場合には対象外とすることとしております。
2	P7 2. (6)ア	長期固定電源以外に、再生可能エネルギーについても、優先給電ルールの抑制順位を踏まえて、同様の順位で制約をかける事項を設けるべき。	
3	P8 2. (6)ア(イ)	・ P8(発電制約対象外設備)に、「長期固定電源は、出力制約に当たって、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等がある特徴を有しており、『確実に発電し続けることを担保することが必要』と整理されている」との記載。 ・ 今後予定されている、本運用の検討においても、「長期固定電源については、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等が存続する限り、『運用』においては、確実に発電し続けることを担保することが必要」との点については、引き続き同様に取扱うようお願いしたい。	「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」において、以下のとおり整理されております。 ・ 今後検討を進める一般送配電事業者調整方式(本運用)では、「運用」と「費用負担」を区分して、費用負担の精算方法が確立することから、本運用の検討においては「対象外設備を再度整理」する。ただし、「長期固定電源については、設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等が存続する限り、『運用』においては、確実に発電し続けることを担保することが必要」である。
4	P8 2. (6)ア(イ) P13 2. (6)イ(イ)h	発電制約対象外設備や定格容量比率按分の適用が困難な場合について、費用負担とオペレーションは分けて整理をいただきたい。 オペレーション上、発電制約対象外設備や定格容量比率按分の適用が困難な場合を設けることは理解できるものの、送配電起因で必要になる作業停止に関して、発電制約対象外設備や定格容量比率按分の適用が困難な場合の電圧調整に必要な電源等が、費用負担を免れるのは不公平である。少なくとも、一般送配電事業者調整方式等の導入時には、費用負担とオペレーションは分けて整理を行っていただきたい。	暫定運用である発電制約量売買方式は、運用と費用負担を完全に分離できていないことから、ご指摘の課題があることは認識しております。 このため、本運用(一般送配電事業者調整方式等)に向けた検討について、引き続き、検討会等で整理して参ります。

項番	ページ 章番号	ご意見・質問等	本機関回答
5	P9 2. (6)イ(ア)	<p>・ 従来、流通設備の作業停止に伴う発電制約については、旧一般電気事業者が自社の発電機による対応を基本としており、ライセンス制導入に伴い、旧一般電気事業者の発電部門と新電力の発電事業者を同等に取り扱うとの主旨は理解。</p> <p>・ そのうえで、発電制約の分担量の基準値について、「発電機定格容量比率按分」は分かり易い方法であることから、早急に導入するべく暫定運用において採用することには賛成。</p> <p>・ 一方で、定格容量比率按分とすることで影響を大きく受けるのは、年間稼働時間の多い電源であり、暫定運用が長期化する場合には、社会的なコスト低減に資する仕組みになっているかどうかという点について、検証をお願いしたい。</p>	<p>暫定運用である発電制約量売買方式は、運用と費用負担を完全に分離できていないことから、ご指摘の課題があることは認識しております。このため、本運用(一般送配電事業者調整方式等)に向けた検討について、引き続き、検討会等で整理して参ります。</p>
6	P9 2. (6)イ(ア)	<p>FIT電源のうち、特にバイオマス発電については、設備制約上、一定量以上の発電量制約を受けると最低出力を下回るため設備自体を停止させる必要がある。この場合は必要以上に発電量を抑制し、収益機会を逸することになる。これはFIT制度で想定している以上の抑制に結果的に繋がる上にその補填もされないため、発電制約量算定にあたっては、設備の最低出力を考慮した算定や按分とすべき。</p>	<p>事業者の公平性の観点から、発電制約対象外設備を除き、発電機の最低出力を考慮せず、一律に発電制約量を定格容量比率按分することを基本としております。</p> <p>最低出力を下回り、発電機を停止せざるを得なくなる場合は、発電制約量売買方式によって最低出力を維持する、または停止してその対価を得るといった対応をしていただくこととなります。</p>
7	P9 2. (6)イ(ア)	<p>FIT電源、特に木質バイオマス発電所等では、汽力方式の発電設備であり最低可能出力の制約がある。仮に、当該発電所に発電制約量が配分され最低可能出力を下回る場合には、発電所を運転することができない。当該章 p. 23 j では、石炭火力とLNG火力のケースで再調整を行った場合の発電所間の取引について例を明示しているが、そのような価格はFIT電源の調達価格には反映されていない。</p> <p>以上のことから、FIT電源に対して発電制約量を配分する場合には最低可能出力の維持をルールとして明記しておくべきと考える。</p>	<p>最低出力を下回り、発電機を停止せざるを得なくなる場合は、発電制約量売買方式によって最低出力を維持する、または停止してその対価を得るといった対応をしていただくこととなります。</p>
8	P10 2. (6)イ(イ)b	<p>計画上是「稼働」としつつ、実運用上は低稼働に終始するユニットがあるようならば、抑制配分において不当な結果をもたらしかねないため、実運用状態も鑑み、監視する旨明記いただきたい。</p>	<p>暫定運用である発電制約量売買方式は、運用と費用負担を完全に分離できていないことから、ご指摘の課題があることは認識しております。このため、本運用(一般送配電事業者調整方式等)に向けた検討について、引き続き、検討会等で整理して参ります。</p>

項番	ページ 章番号	ご意見・質問等	本機関回答
9	P10 2. (6)イ(イ)d	試運転中ユニットを発電制約対象に含めることは保安上の不安を払しょくできず、発電制約対象外設備として「長期固定電源」に加えることが妥当ではないか。	まずは、発電抑制がない時期に試運転となるよう、停止計画を調整していただきます。それを行っても発電抑制が必要となった場合は、試運転が可能となるように発電制約量売買方式で調整を行っていただくこととなります。
10	P11 2. (6)イ(イ)f	<p><修正意見> ・(略)2行目 一般送配電事業者が系統切替に伴い調整が必要な発電機を事前に選定し、年間断面において系統切替に必要な発電抑制量を通知し、年間からの変更分については月間の各断面において発電計画者に発電制約量の変更を通知して対応する。</p> <p><理由> 「年間・月間の各断面において発電計画提出者に発電制約量を通知して対応する。」との記載と整合させるため</p>	<p>以下のとおり、マニュアルにご意見を取り入れ、文意を明確にします。</p> <p>(変更前) 「一般送配電事業者が系統切替に伴い調整が必要な発電機を事前に選定し、年間・月間の各断面において発電計画提出者に発電制約量を通知して対応する。」</p> <p>(変更後) 「一般送配電事業者が系統切替に伴い調整が必要な発電機を事前に選定した上で、年間断面において系統切替に必要な発電制約量を発電計画提出者に通知し、月間断面において年間からの変更分について発電計画提出者に通知することを基本とする。」</p>
11	P12 2. (6)イ(イ)g	N-1電制電源に加えて、広域系統整備委員会で議論されているコネクト&マネージ全体と整合をとっていただきたい。 広域系統整備委員会で議論されているコネクト&マネージでは、N-1電制に加えて、想定潮流の合理化やノンファーム型接続について、検討が進められている。想定潮流の合理化における「非稼働電源」やノンファーム型接続における「ノンファーム電源」の取り扱いについても、検討会等で整理いただきたい。	ご指摘の項目につきましては、引き続き広域系統整備委員会や検討会等で整理して参ります。その結果、本マニュアルに反映すべき項目があれば、都度、反映して参ります。
12	P13 2. (6)イ(イ)h	電圧調整に必要な電源により定格容量比率按分の適用が困難になった場合には、広域機関は検討会等に報告いただくように、マニュアルを修正いただきたい。 電圧調整に必要な電源により定格容量比率按分の適用が困難になった場合について、発電制約量の算定方法は作業停止計画調整マニュアルに記載いただいているものの、電圧調整に必要な電源の選定方法が不透明である。また、過去3か年の実績において、電圧調整に必要な電源により定格出力比率按分の適用が困難になった場合は0件であり、極めて稀なケースに該当する。以上から、電圧調整に必要な電源により、定格出力比率按分の適用が困難になった場合が生じた場合には、電圧調整に必要な電源の選定方法も含めて検討会等で確認いただきたい。	<p>マニュアルにつきましては、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>本マニュアルにおいて、検討会等に報告するのは、「定格容量比率按分に依らない発電制約量の配分の妥当性」であり、電圧調整に必要な電源の選定方法については、一般送配電事業者が発電制約量とその根拠等を関係事業者へ提示する際に、一般送配電事業者及び関係事業者間で確認していただくこととなります。</p> <p>また、「電圧調整に必要な電源の恣意的な選定」など、一般送配電事業者が、法令、広域機関の定款、業務規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められた場合には、当該行為を行った者に対し、指導・勧告を行うこととしております。</p>

項番	ページ 章番号	ご意見・質問等	本機関回答
13	P19 2. (6)イ(ウ)b	<p>発電制約量売買方式における関係事業者間での個別契約について、契約書のひな形を作成の上、マニュアルに添付していただきたい。</p> <p>発電制約量売買方式における関係事業者間での個別契約は、どの事業者にとってもはじめての契約であり、契約書の作成に苦勞することが予想されるため、あらかじめ契約書のひな形を準備いただきたい。</p>	<p>関係事業者間での個別契約の詳細については、関係事業者間の協議事項となるため、契約書のひな形をマニュアルに添付することはいたしません。</p>
14	P21 2. (6)イ(ウ)g 2. (6)イ(ウ)h	<p>対応に時間がないことは理解できるものの、送配電は調整努力を行うべきと考えます。また、何らかの判断を調整に依らずして送配電が行う場合、その判断の合理性を関係事業者に説明するべきと考えます。</p>	<p>送配電等業務指針の第150条第2項および第229条第2項に「電気供給事業者は相互に協力しなければならない」とありますとおり、送配電は調整努力を行う必要があります。また、何らかの判断を調整に依らずして送配電が行う場合、その判断の合理性を関係事業者に説明する必要があります。</p>
15	P21 2. (6)イ(ウ)h	<p>緊急時の作業停止における発電制約について、事業者の発電規模も考慮した、公平な按分方法を整理いただきたい。</p> <p>緊急時の作業停止における発電制約については、発電制約量の調整（発電制約量売買方式）を行う時間もなく、新電力の発電所が発電制約を受けた場合には、発電所保有数が少ないため、代替供給手段を卸電力取引市場に求めざるを得ず、今夏のような市場価格高騰の影響を直接的に受けることになる。また、緊急時の作業停止における発電抑制量は事故等を起因にしたものであり、その発生頻度は、必ずしも系統の混雑状況と相関があるものではなく、当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電機のみを基準にオペレーションと費用負担を算出する定格容量比率按分の適用は適当ではない。以上から、例えば、緊急時の作業停止における発電抑制について、費用負担とオペレーションは分けて整理し、オペレーションは発電所を多数保有している旧一般電気事業者にて対応し費用負担は定格容量比率とする方法もあるのではないか。（または、オペレーションは定格出力比率とし費用負担は一般負担とする方法もあるのではないか。）</p>	<p>「緊急時の作業停止における発電制約」につきましては、今後、検討会等で整理して参ります。</p>
16	P22 2. (6)イ(ウ)i	<p>・ P19(b 調整の在り方)に、「関係事業者は、発電制約量や発電制約量の増減に係る費用などの調整を行い、調整後の発電制約量を一般送配電事業者へ報告する」とある。</p> <p>・ P22に、広域機関の監視・再調整について記載されているが、再調整を行っても協議が不調となった場合などについては、事業者の予見可能性の観点から、検討会等に報告することされているが、個社あるいは個別電源の情報には配慮したうえで事例を公表するようお願いしたい。</p>	<p>事例を公表する場合は、個社あるいは個別電源の情報に配慮致します。</p>

項番	ページ 章番号	ご意見・質問等	本機関回答
17	P24 2. (6)ウ	<p>「(6)広域連系系統(連系線は除く)において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方」はあくまでも暫定運用であることから、一般送配電事業者調整方式等の導入に向けて、検討を進めていただきたい。一般送配電事業者調整方式等の導入にあたっては、事業者の発電規模を考慮した公平性等を実現するため、託送制度等の関連制度に踏み込むことも含めて、検討をいただきたい。</p> <p>「(6)広域連系系統(連系線は除く)において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方」は、事業者の発電規模を考慮した公平性を実現できていない点や緊急時の作業停止における発電制約方法が含まれていない点、送配電事業者に過失があった場合の取り扱いについて記載がない点等、競争政策上、改善すべき点もある。これらの点に対応することで、新電力の発電事業の拡大を通じた競争の活性化が可能になるため、既存の関連制度内での整理に拘らず、関連制度の抜本的な見直しも含めて、検討をいただきたい。</p>	<p>本運用(一般送配電事業者調整方式等)に向けた検討について、引き続き、検討会等で整理して参ります。</p>
18	P24 2. (6)ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の整理は暫定運用との理解。当社としては、メリットオーダーの観点が必要と考えており、引き続き、本運用としての一般送配電事業者調整方式に向けた検討をお願いしたい。その際には、FIT賦課金等により、本来の意味での広域メリットオーダーが歪められることのないようお願いしたい。 ・ 今後、本運用に向けては、個別発電所の発電コストの把握など困難な課題があると理解しており、暫定運用が長期化する場合には、暫定運用自体も、都度見直していくようお願いしたい。 	<p>本運用(一般送配電事業者調整方式等)に向けた検討について、引き続き、検討会等で整理して参ります。</p> <p>また、マニュアルにつきましては、実運用の実態を踏まえ、必要に応じて都度、見直しをして参ります。</p>
19	P31 5.	<p>作業停止計画の調整において、不適切な行為を行っていることが認められた場合の指導・勧告について、実効性を高めるために、不適切な行為の基準を具体的に明確化いただき、マニュアルを修正いただきたい。</p> <p>不適切な行為の具体的な基準が不明確な場合、結果として指導・勧告が機能しない恐れがある。特に「調整の目的を逸脱して、不当な価格を提示すること」に関して、「極端に安い」「極端に高い」といった事例の具体的な基準を明確化していただきたい。</p>	<p>マニュアルにつきましては、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>実際に指導・勧告を行うかどうかは個別の事案ごとの事実関係を踏まえた総合的な判断となります。</p> <p>また、指導・勧告を行う基準等の詳細を公表することにより、業務規程及び送配電等業務指針に反する行為が助長されるおそれがあることから、指導・勧告を行うにあたっての更なる詳細な基準をお示しすることは差し控えます。</p>
20	P31 5.	<p>旧一般電気事業者による不適切と考えられる行為が判明した場合には、旧一般電気事業者による作業停止における発電制約のオペレーションと費用負担の両者を担っていただくことを、マニュアルに記載していただきたい。</p> <p>支配的事業者である旧一般電気事業者が、今回の制度変更を悪用する事例が出てきた場合には、旧来の通り、旧一般電気事業者によるオペレーションと費用負担の両者を担っていただくことで、健全な競争環境を整えていただきたい。</p>	<p>マニュアルにつきましては、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>旧一般電気事業者を含む電気供給事業者が、法令、広域機関の定款、業務規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められた場合には、当該行為を行った者に対し、指導・勧告を行うこととしております。</p>